

がん診療連携拠点病院等・がんゲノム医療中核拠点病院等・小児がん拠点病院等の指定要件等の見直しスケジュールについて

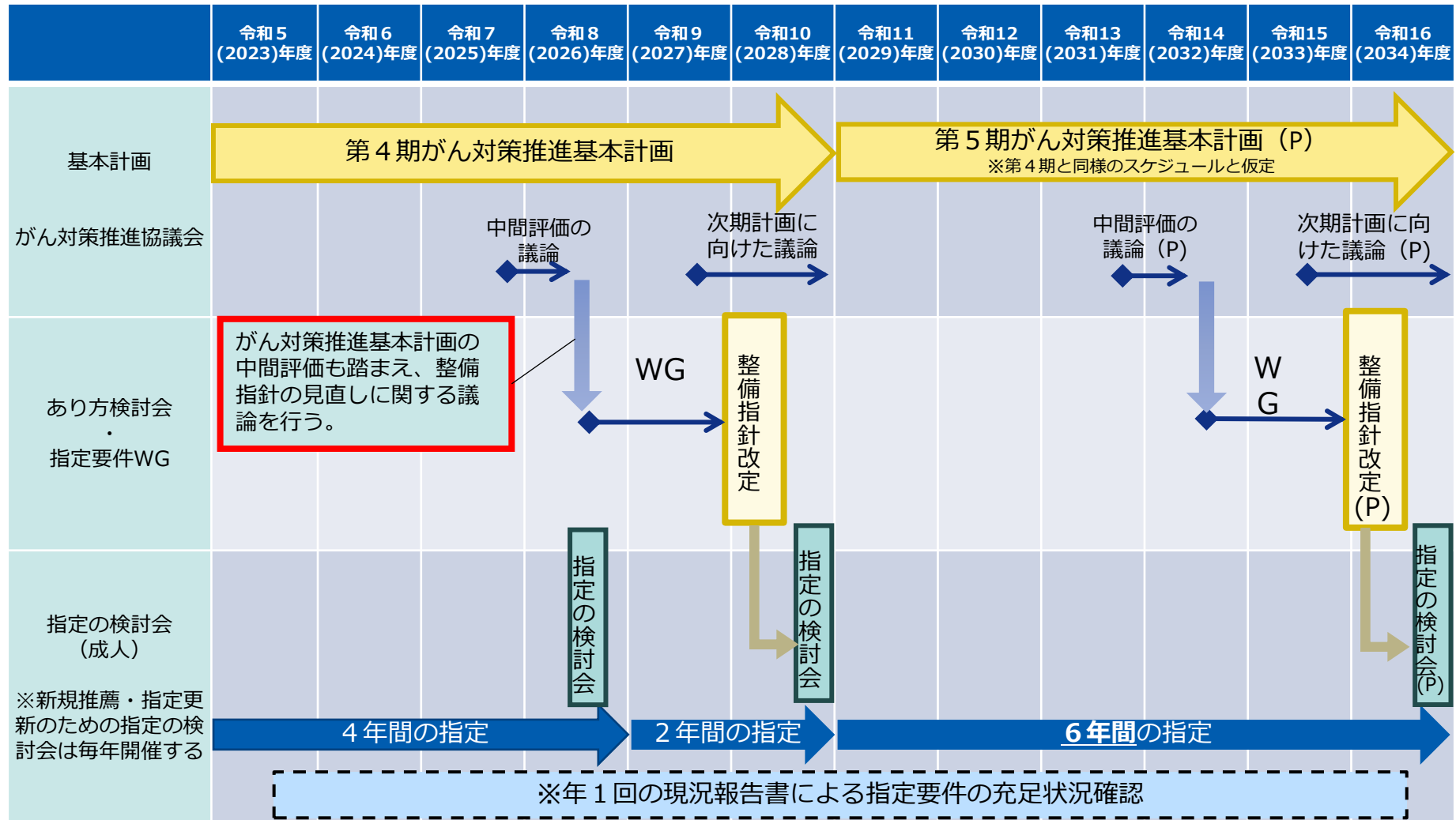
健康・生活衛生局がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

がん診療連携拠点病院等の整備指針見直しスケジュール

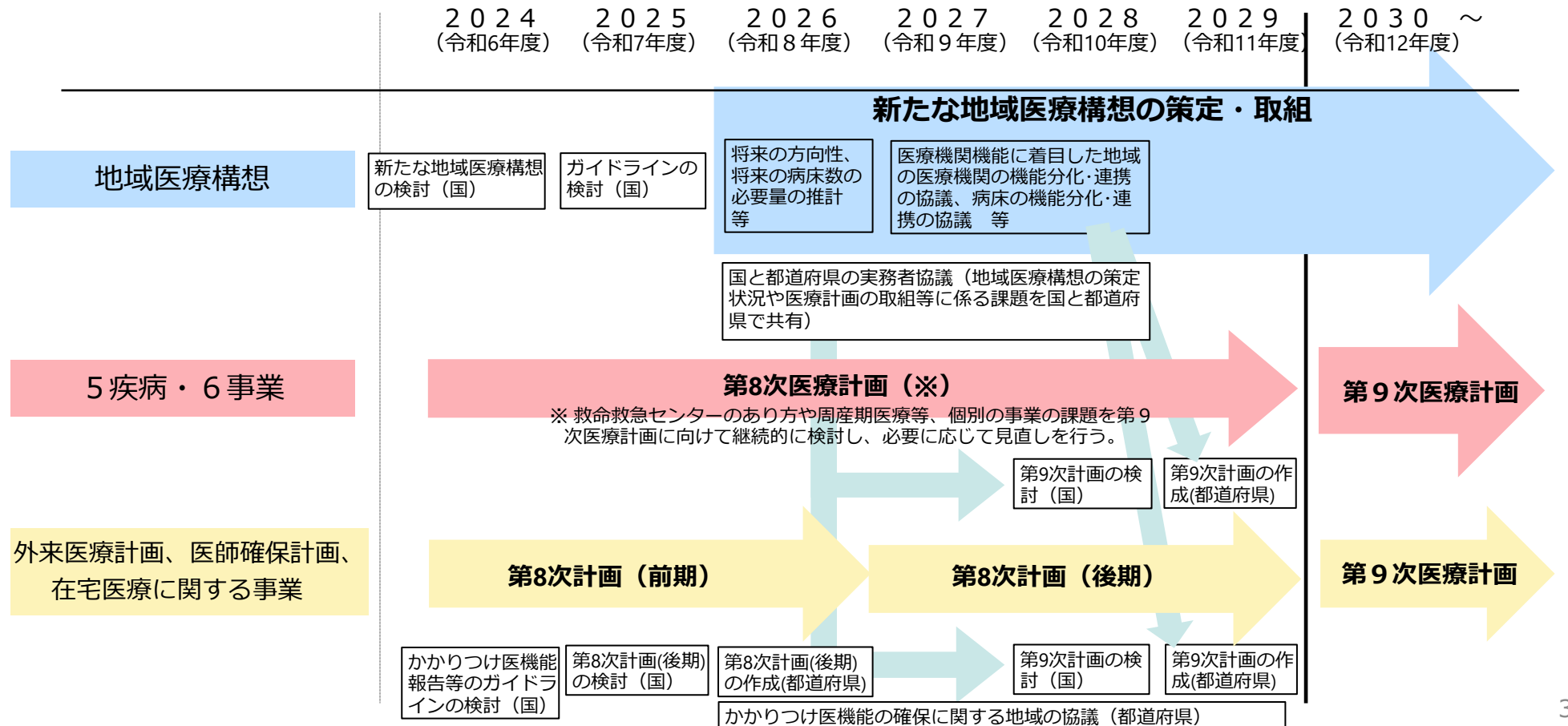
がん診療連携拠点病院等の整備指針見直しサイクルを6年間とする。また、がん診療連携拠点病院等の次の指定期間を **2年間**とし、その後は **6年間**の指定期間とする。

※その他必要な場合には、適宜見直す。



新たな地域医療構想と医療計画の進め方

- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。



成人・小児・ゲノムの拠点病院等の整備指針見直しの今後のスケジュール(案)

- 成人・小児・ゲノムの拠点病院の整備指針の改定について、新たな地域医療構想やがん対策推進基本計画の策定動向を踏まえ、当該計画の策定スケジュールに整合する形で見直しを行うことを検討してはどうか。また、がん対策推進基本計画策定後に実施される中間評価の結果を踏まえて整備指針の改定を行うため、当該指針の指定期間については、現行の期間を見直し、3年間とすることについても併せて検討してはどうか。

年度(令和)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
地域医療構想			新たな地域医療構想の検討(国)	ガイドラインの検討(国)	新たな地域医療構想の策定・取組 将来の方向性、 要量の推計等	医療機関機能に 着目した地域の 医療機関の機能 分化・連携の協議 病床の機能分化 連携の協議等									地域ごとの課題 に対して一定の 成果の確保	
医療計画	第7次		第8次医療計画				第9次医療計画						第10次			
がん対策推進基本計画	3期	第4期がん対策推進基本計画				第5期がん対策推進基本計画						第6期				
都道府県がん対策推進基本計画	第3期	第4期がん対策推進基本計画				第5期がん対策推進基本計画						第6期				
整備指針の見直し案	<ul style="list-style-type: none"> 指定の検討会(成人・小児・ゲノム) 整備指針改定(成人・小児・ゲノム) ※2	※3 <ul style="list-style-type: none"> 指定の検討会(成人・小児・ゲノム) 整備指針改定(成人・小児・ゲノム) ※2				※2		<ul style="list-style-type: none"> 指定の検討会(成人・小児・ゲノム) 整備指針改定(成人・小児・ゲノム) ※3	※2		<ul style="list-style-type: none"> 指定の検討会(成人・小児・ゲノム) 整備指針改定(成人・小児・ゲノム) ※2	<ul style="list-style-type: none"> 指定の検討会(成人・小児・ゲノム) 整備指針改定(成人・小児・ゲノム) ※2		<ul style="list-style-type: none"> 指定の検討会(成人・小児・ゲノム) 整備指針改定(成人・小児・ゲノム) ※2		
	指定期間(4年)				指定期間(3年)			指定期間(3年)			指定期間(3年)					

拠点病院の新規指定推薦・類型変更について 成人:毎年受け付けている 小児:検討会開催時に受け付けている ゲノム:検討会開催時に受け付けている

今後のスケジュール(案)

- 次期がん診療連携拠点病院等の整備指針改定及び指定にあたっては、以下のようなスケジュールを進めてはどうか。

◆ がん診療連携拠点病院等の指定に向けたスケジュール

	令和8年											令和9年			
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4~	
がん診療提供体制のあり方に関する検討会(本検討会)															
WG(※1)開催(指針改定の論点出し)															
WG開催(関係学会・患者会の意見聴取)															
第4期がん対策推進基本計画 中間報告書(夏頃)															
WG開催(改定指針案提示)															
がん診療提供体制のあり方に関する検討会(WGからの報告)															
新整備指針公表															
新現況報告書様式配布															
新現況報告書の回収(都道府県からの推薦)									(※)						
新現況報告書の集計(都道府県への照会)(※2)															
がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会															
令和9年度の新規指定・指定更新															

(※1) がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ

(※2) 10月末日までに提出される新規指定推薦書及び現況報告書において、未充足の要件がある等の不備が認められる場合、厚生労働省は都道府県に対し、12月末日までを期限として、補正を求めることとする。不備が補正されない場合、新規指定の推薦は拒否される。また、10月末日～12月末日の間に、要件の充足が新たに確認された場合、都道府県は厚生労働省に対し、所定の書類を提出することとする。

今後のスケジュール(案)

- 次期小児がん拠点病院等の整備指針改定及び指定にあたっては、以下のようなスケジュールで進めてはどうか。

◆ 小児がん拠点病院等の指定に向けたスケジュール

	令和8年												令和9年			
	月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4~	
WG(※1)開催(本WG・指針改定の論点出し)		■														
WG開催(学会等ヒアリング)				■												
WG開催(改定指針案提示)					■											
がん診療提供体制のあり方に関する検討会 (WGからの報告)						■										
新整備指針公表						■										
新現況報告書様式配布							■									
新現況報告書の提出(都道府県からの推薦)									■	(※)						
新現況報告書の集計(都道府県への照会)(※2)										■	■	■				
小児がん拠点病院等の指定に関する検討会														■		
新指定類型の適用開始															■	

(※1) 小児がん拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ

(※2) 10月末日までに提出される新規指定推薦書及び現況報告書において、未充足の要件がある等の不備が認められる場合、厚生労働省は都道府県に対し、12月末日までを期限として、補正を求めることとする。不備が補正されない場合、新規指定の推薦は拒否される。また、10月末日～12月末日の間に、要件の充足が新たに確認された場合、都道府県は厚生労働省に対し、所定の書類を提出することとする。

今後のスケジュール(案)

- 次期がんゲノム医療中核拠点病院等の整備指針改定及び指定にあたっては、以下のようなスケジュールで進めてはどうか。

◆ がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に向けたスケジュール

	令和8年												令和9年			
	月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4~	
WG(※1)開催(本WG・指針改定の論点出し)																
WG開催(学会等ヒアリング)																
WG開催(改定指針案提示)																
がん診療提供体制のあり方に関する検討会 (WGからの報告)																
新整備指針公表																
新現況報告書様式配布																
新現況報告書の提出(都道府県からの推薦)										(※)						
新現況報告書の集計(都道府県への照会)(※2)																
がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会																
新指定類型の適用開始																

(※1) がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ

(※2) 10月末日までに提出される新規指定推薦書及び現況報告書において、未充足の要件がある等の不備が認められる場合、厚生労働省は都道府県に対し、12月末日までを期限として、補正を求めることとする。不備が補正されない場合、新規指定の推薦は拒否される。また、10月末日~12月末日の間に、要件の充足が新たに確認された場合、都道府県は厚生労働省に対し、所定の書類を提出することとする。